

神戸市 農業委員会だより

2024年度（夏号）

発行：神戸市農業委員会事務局

電話 078-984-0387

FAX 078-984-0388

第68回～70回 月例総会 結果報告

【現地調査を実施】

月例総会で審議する案件について、農業委員と事務局職員で4月17日（水）、5月17日（金）、6月17日（月）に現地調査を行いました。



【新規就農者のご紹介】

4月から6月に新たに新規就農された方は次のとおりです。
地元農家の皆様、どうぞよろしくお願いたします。

新規就農者	年齢	就農地
水田 貴士	40代	西区押部谷町
多淵 知樹	40代	西区平野町
西畑 貴司	40代	西区神出町
的山 晋也	40代	西区押部谷町
金子 沙織	40代	北区淡河町
藤崎 智佳	30代	北区道場町

【審議・決定結果概要】

月例総会の結果は以下のとおりです

総会開催日 【68回】 4/30（火）
【69回】 5/30（木）
【70回】 6/27（木）

		件数		
		68回	69回	70回
農地の権利移動（法3条）	所有権移転	6	5	20
農地の権利移動（相続等、許可不要）（法3条の3）		11	4	5
権利移動を伴わない転用（法4条）	市街化区域	2	4	6
	調整区域	2	2	1
権利移動を伴う転用（法5条）	市街化区域	4	4	7
	調整区域	4	0	3
賃借権の解約（法18条）		11	5	2
利用権の設定		58	42	39

【地域計画について】

市では現在、地区毎に「地域計画」の概要説明や農地に関するアンケート調査を実施しています。

また、調査結果を元に地図を作成し、地域課題や将来の農地の利用方針について話し合いを行っています。

地域計画の概要、アンケート調査様式、地区の地域計画策定状況は市ホームページで掲載しています。



↑市ホームページ
「人・農地プランから地域計画へ」

第16回 農地利用最適化推進委員会 第68回 月例総会 第10回 定期総会を開催しました！

令和6年4月30日(火)、三宮研修センターにおいて第68回月例総会・第16回農地利用最適化推進委員会・第10回定期総会を開催しました。

定期総会では、令和6年度における農業委員会の活動計画について、話し合いました。



第2回・第3回 専門部会を開催しました！

4月12日(火)及び5月15日(水)、三宮ビル東館において農地等利用最適化推進施策に関する専門部会を開催し、令和6年度の市に対する意見等の作成方針について協議・決定しました。

意見等の作成にあたっては、地域の農業と農地を守っていくという視点から、特色のある農業経営を行っている方や、地道な活動を行っている方に、農業に対する考えや課題、行政への要望などを動画にまとめることにしました。

作成した動画は8月に行う市長との懇談会の際に視聴いただく予定です。



ひょうごで就農！

就農希望者向けセミナー&相談会が行われました！

6月22日(土)に神戸国際会館で行われた、「農業に関心がある・兵庫で農業を始めたい方に対する就農への理解を深めるセミナー&相談会」に出展しました。

個別相談会での神戸市農業委員会ブースにはたくさんの方が相談に訪れ、神戸で本格的に就農したいという思いを感じました。

お知らせ

北農業振興センターが北神中央ビル6階から7階へ移転しました。

農業委員会(北)相談窓口も7階へ移転しております。

電話番号・住所は変更ありません。

ご来庁の際に、事前にご予約いただくことで、お待ちいただくことなくスムーズにご相談ができます。

ご理解とご協力をお願いいたします。

【ご予約先】

◆西区・須磨区・垂水区、
その他の区(北区を除く)
TEL : 078 - 939 - 3860
農業委員会 西相談窓口 直通
(西農業振興センター内)
神戸市西区伊川谷町潤和 1058
西神文化センター2階

◆北区
TEL : 078 - 982 - 8830
農業委員会 北相談窓口 直通
(北農業振興センター内)
神戸市北区藤原台中町 1-2-1
北神中央ビル7階

農地の貸し借りのお知らせ

【 農地の貸し借りの手続きが変わります！ 】

変更のポイント

- 貸主と借主の相対による利用権設定の手続きの廃止
- 貸主と借主の間に農地中間管理機構(農地バンク)が入った「農地中間管理事業」に貸借を統一

【 農地中間管理事業の主な特徴 】

- ・貸付期間は、原則10年以上
- ・固定資産税が一定期間軽減されます。(要件を満たす場合に限る)
- ・相続税・贈与税の納税猶予は継続されます。
- ・地域に集積協力金が交付されます。(要件を満たす場合に限る)

■経過措置として、次の期間に限り、これまでと同様に、利用権設定の手続きができます。

令和7年3月31日まで

(手続き終了)

ただし、その農地を含む地域で「地域計画」を策定する場合、策定日の前日まで

- ※新規手続き・更新手続きともに可能です。
- ※貸借期間が令和7年3月31日を越えても契約は有効です。
- ※手続きには2ヶ月程度かかります。
- 申請書類は余裕を持って、ご提出ください。

現行の利用権設定の更新について

令和7年3月31日をもって、農業経営基盤強化促進法での利用権設定が終了します。

令和7年3月31日までに貸借の期間満了を迎える方は、利用権設定の更新手続きができます。

利用権設定の更新対象者には、農業委員会から手続きの案内を貸し手と借り手に送付します。

【 北区の農地 】

北区は、12月を利用権の終期としています。令和6年12月31日に終期を迎えられる貸手・借手の方には、8月より更新の案内と申請関係書類を郵送します。更新を希望される場合は、申請関係書類に記載の上、早めに農業委員会までご返信下さい。

【 西区の農地 】

西区は、3月を利用権の終期としています。

令和7年3月31日に終期を迎えられる貸手・借手の方には、例年は10月から11月頃に更新の案内と申請関係書類を郵送していましたが、今年度は北区と同様に8月より郵送します。

提出期日までのご返信にご協力下さい。



【神戸市農業委員会の今後の活動（予定）】

■第71回 月例総会 / 第17回 推進委員会 / 第11回 定期総会

7月30日(火) 午後3時30分から(北野会館)

■第72回 月例総会 8月29日(木) 午後2時から(三宮ビル東館)

■第12回 定期総会 / 第18回 推進委員会

9月10日(火) 定期総会：午後2時30分から / 推進委員会：定期総会終了後(三宮研修センター)

■第73回 月例総会 9月30日(月) 午後2時から(三宮ビル東館)

会議の日時・場所等は都合により変更される場合があります。

